○農林水産省告示第千六百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県南会津郡南会津町和泉田字和泉田沢一の二（次の図に示す部分に限る。）、一一から一三まで、一一六から一二六まで、三二六、三二七、字不動沢二八九、二九一から三二一まで、三二四、三二五、中ノ井字大久保山乙六八二、乙六八三の一、乙六八三の三、乙六八六の二、乙六八六の三、乙六八六の六から乙六八六の一二まで、檜枝岐村字帝釈山一三八二の一（次の図に示す部分に限る。）、一三七一、一三七二、一三七五、一三七七、一三七八の一、一三七八の二、一三七九の一から一三七九の四まで、一三八〇の一から一三八〇の四まで、一三八二の二から一三八二の九まで、一〇二一の四九、一〇二一の五〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字和泉田沢一の二・一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字不動沢二九四（次の図に示す部分に限る。）、二九六、字大久保山乙六八六の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市渡辺町中釜戸字二ノ作四六の三、四七の一、四七の二、四八、四九、五〇の一、五〇の二、五一から五四まで、渡辺町上釜戸字上ノ代二四五の二・二四五の一八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市小名浜林城字塚前九五から九七まで、泉町滝尻字砂井田一二の二、永崎字大平四九、五〇の一、五〇の二、字川畑一〇五の二

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市平上片寄字下平四九、平絹谷字七官一二六の一、一二六の二、字堤入七五から七八まで、七九の二

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字七官一二六の一、一二六の二、字堤入七五から七八まで、七九の二

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市平沼ノ内字新街一九六の一、字浜街一七一の一、平鶴ケ井字脇ノ作五一の二、平絹谷字呉坪一三三の一、一四八、一五四、一五六、平上片寄字菖蒲沢一の三二、平幕ノ内字手倉三三の一、平下高久字小舘一五四、一五五、平水品字戸沢内四八、六三、六四の一、六四の二、六六、七一、七二

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市平泉崎字作一、九、一〇、一三の一、三〇、三一

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市平沼ノ内字新街一八四の一、平上山口字榎町一一、三九の二、四〇の二、四一の二、四二の二、平四ツ波字石森二一五の一〇

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）